

## エコパークしおやに設置する飲料品自動販売機設置者募集要項

ごみ処理施設「エコパークしおや」の敷地内に設置する飲料品自動販売機の設置者（以下「設置者」という。）を次のとおり募集します。

なお、本案件は地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく、行政財産の目的外使用許可によるものとします。

### 1 設置概要

- (1) 設置する自動販売機の販売品は、清涼飲料水とします。酒類又はその類似品の販売は禁止します。
- (2) 自動販売機には、使用電気を計量するための計量器（子メーター）を設置するものとし、また、飲料容器等を回収するための回収ボックスを1基につき2個以上設置してください。

### 2 設置箇所の概要

栃木県矢板市安沢3640番地 エコパークしおや

設置場所	基数	使用許可する設置者数	1基当たりの設置可能面積等 (外形寸法上限)
(1) マテリアルリサイクル施設 職員入口付近（屋外）	1	1	自動販売機 幅 1,200 mm×奥行 900 mm  回収ボックス 1個当たり 幅 600mm×奥行 600mm
(2) エネルギー回収施設職員入口 付近（屋内）	1		
(3) 洗車棟前（屋外）	1		
(4) 余熱利用施設（屋内）	1		

(別紙位置図、配置図参照)

#### ・開庁時間

工場棟 24時間

管理棟 午前8時30分～午後5時15分

余熱利用施設 午前10時～午後8時

#### ・閉庁日

管理棟 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日

余熱利用施設 月曜日、12月29日～1月3日

#### ・在勤者数

工場棟 約50名  
管理棟 約6名  
余熱利用施設 約10名

### 3 設置期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、塩谷広域行政組合（以下「本組合」という。）が設定した募集条件を変更しないことを前提に、使用状況等を勘案して支障がないと判断した場合は、設置を許可した日から3年を限度として、毎年度更新することができます。

### 4 納付すべき料金

- (1) 行政財産使用料（塩谷広域行政組合使用料及び手数料条例第3条第1項）  
当該使用許可年度の4月末日までに1台につき60,000円/年を支払うものとする。
- (2) 電気料  
自動販売機に設置する計量器（子メーター）により算出した電気料金の実費相当額を毎月支払うものとする。
- (3) その他  
自動販売機（子メーターを含む。）及び回収ボックスの設置・運営に伴う工事費用、光熱水費の費用は設置者の負担とします。

### 5 公募に参加できる者の資格

申込日時時点で、次の要件を全て満たす法人が公募に参加することができます。

- (1) 塩谷広域管内（矢板市・さくら市・塩谷町・高根沢町）に本社（店）、支社（店）又は営業所を有し、故障等緊急時に迅速な対応ができる者
- (2) 塩谷広域管内に飲料品自動販売機を設置し、営業を行っている者

### 6 自動販売機の設置条件等

- (1) 使用許可物件を「自動販売機設置管理運営」以外の用途で使用することはできません。
- (2) 使用許可物件に建物又は堅固な構築物を設置することはできません。
- (3) 使用許可物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。
- (4) 設置する自動販売機のデザインは、施設利用者に親しみやすいものとするた

め、本組合と協議すること。

- (5) 省電力やノンフロン対応など、環境負荷を軽減した自動販売機の設置に努めること。
- (6) 照明の自動消灯・減光などが可能なセンサーやタイマー機能を有する機種とすること。
- (7) 自動販売機（子メーターを含む。）及び回収ボックスは、常時使用可能な状態で設置すること。
- (8) 自動販売機及び回収ボックスの設置に当たっては、施設の躯体に負担のかからない方法により、転倒防止などの安全に十分配慮すること。
- (9) 使用許可後は、本組合の指示に従い速やかに所定の位置に自動販売機及び回収ボックスを設置し、設置後は、その完了した旨を本組合に報告すること。
- (10) 上記(9)の報告後、本組合が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。
- (11) 電気工事を必要とするときは本組合の指示に従って行き、工事完了後はその旨を直ちに報告し、本組合による検査を受けること。
- (12) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、設置者の責任において速やかに原状に回復して返還すること。ただし、使用許可期間の満了前に、引き続き同一物件を使用することができることが明らかになったときは、当該使用許可物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができる。

## 7 自動販売機の管理運営

- (1) 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、施設管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- (2) 販売品は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。
- (3) 販売品の賞味期限切れがないように注意するとともに、商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が適切に行うこと。
- (4) 補充のための搬入及び回収ボックス内の飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、施設の運営に支障をきたさない範囲で行うこと。
- (5) 回収ボックス内の飲料容器等は、設置者の責任において適切に回収・リサイクルを行うこと。
- (6) 自動販売機、回収ボックス、自動販売機の周辺を清潔に保つこと。
- (7) 自動販売機の故障、つり銭不足などの苦情については、設置者の責任において迅速に対応すること。

- (8) 設置者は、子メーターの数値を毎月、文書（任意様式）により本組合に報告すること。

## 8 設置者選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての選定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じない場合
- (2) 設置者が応募の資格を失った場合
- (3) 指定する期日までに行政財産使用料の納付がない場合
- (4) 設置者が社会的信用を著しく損なう行為等を行った場合

## 9 使用許可の取消し

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消します。

- (1) 使用期間中に、本組合において公用又は公共の用に供する必要が生じたとき。
- (2) 申請の内容に虚偽の記載があったとき。
- (3) 許可の条件に違反する等、設置者としてふさわしくないと本組合が判断したとき。

## 10 損害賠償等

- (1) 設置者は、その責に帰する理由により、使用許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用許可物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。
- (2) 使用許可物件に投じた費用は、理由のいかんを問わず全て設置者の負担とし、これを本組合に請求することはできません。

## 11 募集及び書類提出期間

令和7年2月3日（月）～令和7年2月17日（月）必着

## 12 書類提出方法及び場所

郵送又は持参により提出してください。

〒329-1572

栃木県矢板市安沢 3640 番地

エコパークしおや

### 13 提出書類

- (1) エコパークしおやに設置する飲料品自動販売機設置参加申込書（様式1）
- (2) 公募参加資格確認書（様式2）
- (3) 設置予定の自動販売機のカタログ

### 14 決定方法

申込者が多数の場合は、くじ引きによる抽選とします。その際は、該当者に文書により通知します。

### 15 使用許可申請の手続き

設置者に決定した者は、行政財産使用許可申請書を提出すること。

### 16 その他

- (1) 設置場所の説明会は実施しないが、現地確認は可能とします。現地確認の際は事前に問合せ先に連絡をすること。
- (2) 応募書類については結果にかかわらず返却しない。

### 17 問合せ先

〒329-1572

栃木県矢板市安沢 3640 番地

塩谷広域行政組合 エコパークしおや

TEL:0287-53-7370

FAX:0287-53-7371

E-mail:shioya-ecopark@eagle.ocn.ne.jp